

○準教科書及び教材教具の届出

・概要

- (1) 「準教科書」の例として次のようなものが考えられる
 - ① 体育科副読本の類
 - ② 道徳教育の副読本の類
 - ③ 保健体育科副読本の類
- (2) 「教材等」の例として次のようなものが考えられる
 - ① 夏休みの友の類
 - ② 各教科のワークブックの類
 - ③ 郷土読本の類
 - ④ 地図年表等の類
 - ⑤ 愛唱歌集の類
 - ⑥ 進路指導読本の類
 - ⑦ 健康手帳の類

・関係法令等

- (1) 学校教育法 第34条
- (2) (参考)

いわき市公立学校管理規則
(準教科書)

第14条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という)を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない(準教科書以外の教材教具)

第15条 校長は、学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材教具として、次の各号に掲げるものを計画的かつ継続的に使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない

- ① 教科書又は準教科書と併せて使用する副読本その他の参考書
- ② 授業及び休業中の学習に使用するワークブック等

・事務処理

時 期	処 理 内 容	
	準教科書使用届	教材教具使用届
採択検討	校内に採択委員会等を設け、選定基準を設定して慎重に検討する	
決 裁	採択委員会の決定事項を基に校長が決裁する	
作 成	準教科書使用届を作成する	教材教具使用届を作成する
提 出	地教委の指示する部数、見本を添付し指示された期日までに提出する	地教委へ1部、随時提出する

・留意事項

- (1) 使用にあたっては、地域の実情、児童生徒の関心、要求、能力等を把握して、補助教材として最も有効適切なものを選ぶ

以 下 余 白